

障害者総合支援法等関係事業者説明会資料

平成 30 年 3 月 20 日

神戸市保健福祉局障害福祉部

障害者支援課

目 次

	頁
1. 感染症対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(神戸市保健所予防衛生課)	
2. 事業系ごみの出し方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(神戸市環境局事業系廃棄物対策部)	
3. 共生型サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課)	
4. 障害児通所支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課)	
5. 短時間雇用で就労する障害者の就労継続支援B型事業所の継続利用について・・	14
(神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課)	
6. 適正な事業運営及び実地指導における指摘事例等について・・・・・・・・	17
(神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課)	
7. 平成29年3月31日までに指定を受けた放課後等デイサービス事業所に対する 経過措置の終了に伴う人員配置等に関する状況について・・・・・・・・	21
(神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課)	
8. 水防法・土砂災害防止法の改正について・・・・・・・・・・	27
(神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課)	

保保予第 749 号
平成 29 年 5 月 10 日

施設長 様

神戸市保健所長
伊地智 昭浩

感染症訪問指導員による施設訪問について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の保健福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では平成 21 年の新型インフルエンザ発生後、感染症早期探知地域連携システムとして「神戸モデル」を立ち上げ、感染症対策に取り組んでいます。

感染症の早期探知と感染症拡大防止を目的として、こども関係施設・高齢者関係施設・障害者関係施設などと行政の「顔の見える関係」を作り上げるため、平成 27 年 9 月からは各区の保健師に加え、感染症訪問指導員による施設訪問を行っています。

訪問では、ノロウイルスやインフルエンザウイルスなど感染症に関する流行状況や対策についての情報提供や、施設での感染症対応の課題を伺い、一緒に対応を検討しています。

訪問を希望される際は、各区・支所あんしんすこやか係（保健所保健センター）までご連絡ください。あわせて感染症訪問指導員から順次、施設訪問について連絡をさせていただきますので、是非、この機会を感染症予防対策の充実にご活用くださいますようお願いいたします。

なお、この取り組みは「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日厚労省県境局長等通知）」に基づいています。

※神戸モデル（感染症早期探知地域連携システム）とは・・・

地域（学校園、社会福祉施設、医療機関等）と行政が連携してネットワークを築き、感染症発生の早期探知と迅速な対応を行うことによって、感染拡大を防止し、地域全体で感染症に関する対応力を向上することを目的とした、地域連携の仕組みです。

神戸市保健所 予防衛生課
結核・感染症係
平山・白水
[TEL:078-322-6789](tel:078-322-6789)
[FAX:078-322-6763](tel:078-322-6763)

神戸モデルにおける感染症訪問指導員とは

神戸市では、施設における感染症の未然防止や発生時の拡大防止などを目的とし、感染症の起こっていない平常時から感染症訪問指導員（看護職）が施設等を巡回し、施設の皆さんとともに施設における感染症予防対策を検討しています。

<神戸モデル（早期探知地域連携）とは>

学校・園、社会福祉施設とのネットワークを築き感染症予防対策を地域で行う体制です。感染症訪問指導員は、神戸モデルの基礎となる行政と施設との「顔の見える関係」を作り上げ、感染症の早期探知と感染症拡大防止の取り組みを行うために、各区のあ

ん

しんすこやか係（保健センター）の保健師と同様に、施設等へ巡回訪問を行っています。

害

毎年多くの施設で感染症が集団発生しています。施設を利用している方々の健康被害

害

を最小限にとどめるために、巡回訪問の際には、各施設の様々な環境や入所者等の特性をふまえ、その施設に合った平常時からの感染症予防対策と一緒に検討しています。

また神戸モデルでは、施設の実務者を対象とした感染症対策基礎講座の開催、実務者連絡会（実習や情報交換会）の実施やメーリングリストでの情報発信など、感染症の

対

応力向上への支援を行っています。

<活動内容>

- ① こども関係施設・高齢者施設・障害者施設等を訪問し、感染症の疾患情報や予防策、地域での感染症の流行状況など最新の情報提供・情報共有を行います。
- ② 施設の現状を把握しながら、感染症発生・拡大予防策について現場に応じた対策と一緒に検討いたします。
- ③ 感染症を疑う症状の人が発生した際に「感染症早期連絡票」でご報告いただくことで、地域での感染症の流行入りや新たな感染症の流行情報の把握を行い、拡大防止にむけた対策を検討し実施していきます。また感染症拡大予防対策について各区のあんしんすこやか係（保健センター）の保健師が相談に応じます。

<問い合わせ>

○各区役所・支所 あんしんすこやか係
（保健所保健センター） 感染症担当

○神戸市保健所予防衛生課 感染症担当 平山・しろうず白水

電話：（０７８）３２２－６７８９



「神戸モデルー早期探知地域連携システムー」
 感染症（インフルエンザ含む）・食中毒 疑い発生状況連絡票

連絡日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時

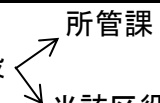
施設名 (代表者名)	(_____)	電話番号	_____ - _____
住所		FAX番号	_____ - _____
連絡者氏名		嘱託医名 (連絡先)	(_____ - _____)
入所・利用者数	_____ 名	職員数	_____ 名

*** 感染拡大防止のため、早期に情報を伝えていただく連絡票です。状況がわかり次第、連絡をお願いします**

連絡理由	<input type="checkbox"/> 感染症・食中毒、又はそれらが疑われる者が1週間に2名以上発生した場合 _____ 月 _____ 日から _____ 延有症状者 _____ 名			
	<input type="checkbox"/> 上記に該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要と認めた場合 _____ 月 _____ 日から _____ 延有症状者 _____ 名			
主な症状	<input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> おう吐 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 発疹、皮膚の異常 <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
受診状況	受診者数	_____ 名 (うち入院者 _____ 名)	医療機関 診断名 検査結果等	※インフルエンザの場合はA型B型わかれば記入
給食等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 施設外調理	行事等	※発生前(直近)の集団活動等

*** 発生状況**

初発年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (最初の有症状者が発生した日)						
* 初発日以降、日ごとの新たな有症状者数を記入してください(記入方法は裏面参照)							
	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日
入所・利用者	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名
職員	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名	_____ 名
その他連絡事項 ※ワクチン接種状況、等							

情報伝達ルートは、各施設  所管課
 当該区役所・支所 あんしんすこやか係(保健所保健センター)又は
 当該衛生監視事務所 → 保健所

「感染症・食中毒疑い発生状況連絡票」の「発生状況」の記入方法

発症の事例

	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
Aさん	発症	→			快復		
Bさん	発症	→		快復			
Cさん		発症	→				
Dさん			発症	→	快復		
Eさん				発症	→		
Fさん：職員			発症	→			
Gさん：職員				発症	→		

発生状況



その日に新たに発症した数を以下のように記入してください

	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
入所・利用者	2	1	1	1	0		
職員	0	0	1	1	0		

★ 施設等で発生頻度の高い感染症と主な症状（参考）

特に、下記の疾患が発生、又は疑われる場合には、早期に連絡をお願いします。

疾患名	下痢	嘔吐	発熱	腹痛	咳	鼻水	発疹	特徴
腸管出血性大腸菌感染症	●	●		●				病原体は0-157 0-26 0-11などの菌型がある
ノロウイルス感染症	●	●	●	●				感染力が非常に強い 食中毒も多い
ロタウイルス感染症	●	●	●	●				感染力が非常に強く、乳幼児の下痢症に多い
インフルエンザ			●		●	●		急な高熱、軽症は鼻汁程度もある 集団感染しやすい
結核			●		●			2週間以上長引く咳
レジオネラ症		●	●	●	●			レジオネラ肺炎は呼吸困難等もあり、進行が早い
マイコプラズマ肺炎			●		●			潜伏期が長く、施設での流行が長引く事がある
疥癬							●	寝具やタオルの共用により感染する
アタマジラミ							●	帽子・くし・タオルなどの共用により感染する

★連絡先一覧 <区あんしんすこやか係（保健所保健センター）>

区あんしんすこやか係	電話	FAX	区あんしんすこやか係	電話	FAX
東灘区	841-4131(代)	851-9333	長田区	579-2311(代)	579-2343
灘区	843-7001(代)	843-7018	須磨区	731-4341(代)	735-8159
中央区	232-4411(代)	232-1495	北須磨支所	793-1313(代)	795-1140
兵庫区	511-2111(代)	511-7006	垂水区	708-5151(代)	709-6006
北区	593-1111(代)	595-2381	西区	929-0001(代)	929-1690
北神支所	981-8870(代)	984-2334			

★食中毒が疑われる場合

衛生監視事務所	電話	FAX	衛生監視事務所	電話	FAX
東部（東灘・灘・中央）	232-4651(直)	232-4657	垂水（垂水区）	708-6230(直)	708-6233
西部（兵庫・長田・須磨）	579-2673(直)	579-2662	西（西区）	929-0550(直)	929-0056
北（北区）	593-3250(直)	593-2880			

*夜間・休日の場合は、所在地の区役所代表に電話をすると最後に夜間受付の電話番号が案内されます。

神戸市感染症発生動向調査週報

平成30年3月5日 作成

神戸市感染症情報センター

48ヶ所
報告定点数
設置定点数

(内訳)東灘6、灘3、中央3、兵庫3、
北8、長田3、須磨6、垂水3、西8

第9週

平成30年2月26日

平成30年3月4日

疾病名称	インフルエンザ																											
	東灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計	～0ヶ月	～12ヶ月	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	80歳～									
インフルエンザ	65	19	18	120	26	78	121	148	621	5	19	14	21	48	35	43	37	29	45	85	32	14	38	56	40	30	22	8

疾病名称	小児科																											
	東灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計	～0ヶ月	～12ヶ月	～19歳	～20歳															
RSウイルス感染症	3						1	3	7	2	1	2	1															
咽頭結膜炎	1						3	1	5		1	1																
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	6	8	1	3	1	4	7	10	40		3	3	2	7	6	4	3	2	7	1	2							
感染性胃腸炎	6	9	6	4	15	17	40	86	209	4	15	20	14	21	22	16	15	9	10	5	21	6	31					
水痘	2		1	1					4						1		2				1							
手足口病									0																			
伝染性紅斑									0																			
突発性発疹	1	1		1	1	1	2	3	9		3	6																
ヘルパンギーナ	1								1				1															
流行性耳下腺炎									0																			

※百日咳は、平成30年1月1日から全数報告となりました。医療機関で患者を診断した際には、届出基準に基づき、届出の提出をお願いします。

今年12例目の梅毒の届出がありました。
梅毒の患者数は、全国的に増加傾向で、2017年は全国で5000例を越える届出がありました。男性、女性ともに20代～30代からの報告が増加しており、今後、先天梅毒の増加が懸念されています。先天梅毒では、梅毒に感染している妊婦から胎盤を通して胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡、奇形が起こることがあります。神戸市でも梅毒は増えています（平成29年：65例、28年：58例、27年：38例）。また、平成29年の届出のうち、20代～30代が42例（約65%）で2例は、妊婦であることが報告されています。コンドームで覆われない部分の皮膚や粘膜に梅毒の病変があると、コンドームでは予防できないため、お互いに感染しない・させないためにパートナー間の感染有無の確認が必要です。

疾病名称	眼科																											
	東灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計	～0ヶ月	～12ヶ月	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～										
急性出血性結膜炎									0																			
流行性角結膜炎	2								2																			2

【定点機関から報告されたその他の感染症情報】

東灘区○アデノウイルス感染症2例：2歳 男、3歳 男
 ○ノロウイルス感染症1例：1歳 女、
 ○ロタウイルス感染症2例：8歳 女、9歳 女
 中央区○細菌性肺炎(カンピロバクター)1例：8歳 女
 北区○アデノウイルス感染症1例：3歳 男
 ○細菌性腸炎(カンピロバクター)1例：3歳 女
 ○細菌性腸炎(カンピロバクター)1例：3歳 女
 ○便へモグロビン1例：3歳 女
 垂水区○細菌性腸炎(カンピロバクター)1例：年齢性別不詳
 ○細菌性腸炎(病原性大腸菌O126)1例：年齢性別不詳
 西区○ロタウイルス感染症2例：8歳 女、9歳 女
 ○細菌性腸炎(カンピロバクター)1例：年齢性別不詳

【基幹定点(市内3ヶ所)からの報告】
 ロタウイルス胃腸炎1例：1歳 女

【お知らせ】バックナンバーは神戸市のホームページからご覧いただけます。 [神戸市 発生動向](#) 【検索】

「山情報センター」ホームページを開設しています。詳細はこちらをクリック

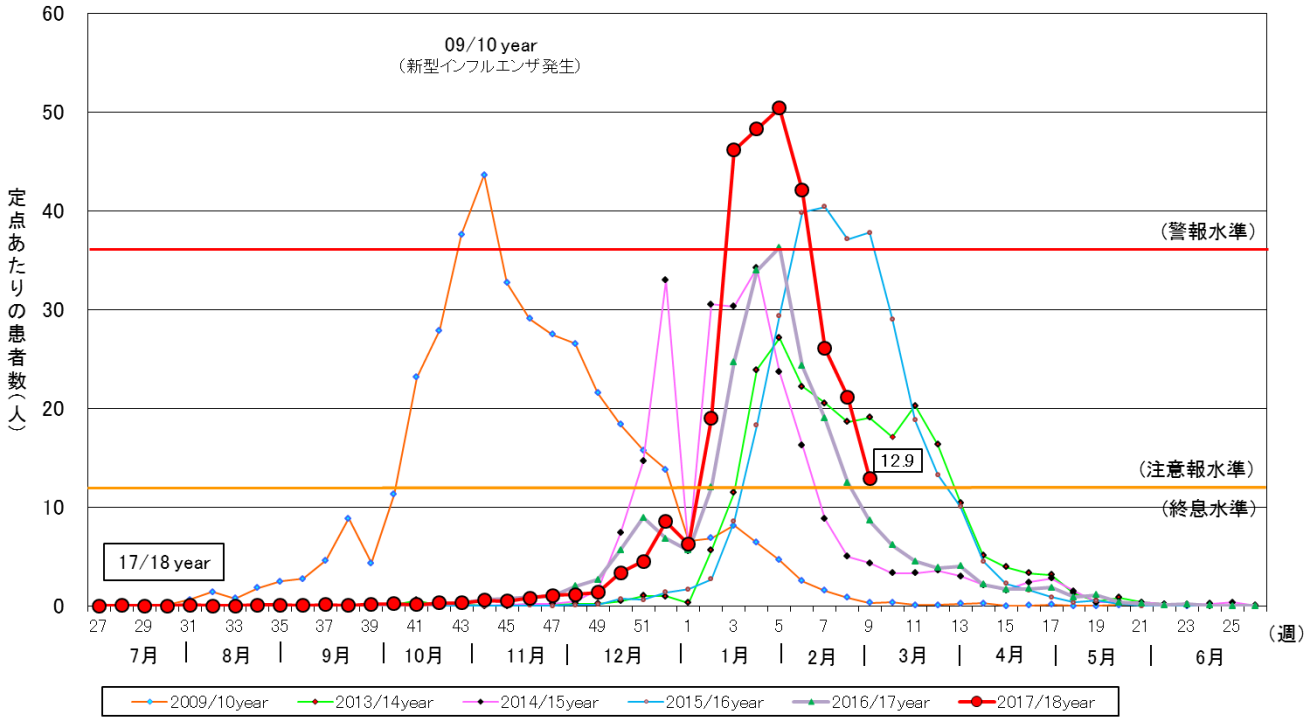
【市内の感染症の状況】

○インフルエンザ **注意報**

今週のインフルエンザ患者の報告は、定点あたり12.9人(先週21.1人)と減少し、市内の学校の学級閉鎖のクラス数も減少傾向です。
 市内の病原体検出状況は、B型(山形系統)が多く、迅速キットによる検査でもB型が多く報告されています。
 また、高齢者は、インフルエンザに感染すると、肺炎に罹りやすくなります。重症化することもあるため、注意しましょう。
 (インフルエンザ定点医療機関から報告された迅速キット陽性情報)

季節性インフルエンザ流行状況	インフルエンザ総合対策 厚労省HP
A 型	161
B 型	397
A 型およびB 型	0

定点あたりのインフルエンザ患者報告数



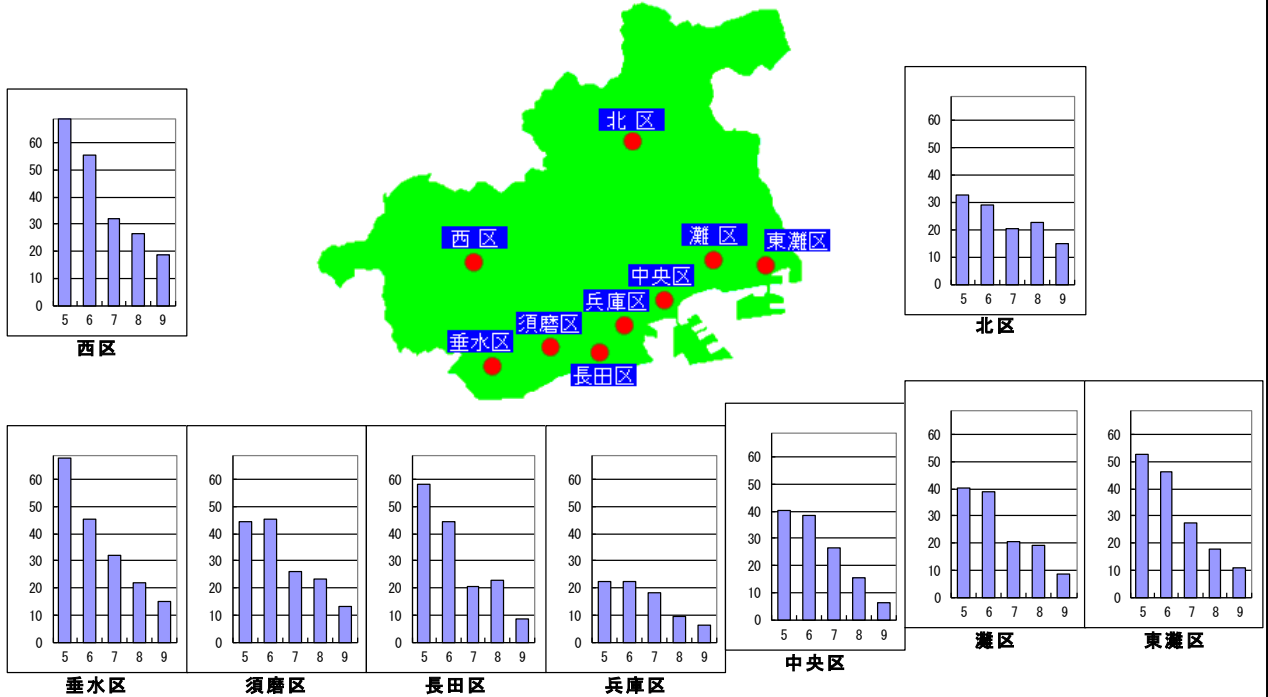
疾病別・地区別・定点あたり患者数マップ

第 5 週 平成30年1月29日

～

第 9 週 平成30年3月4日

インフルエンザ



※ このマップは各区の定点報告医療機関の報告数を平均しグラフ化したものです。各区の定点医療機関数は区の人口に合わせて設定しています。すべての医療機関からの報告ではないため、区内の経時的な傾向を把握することはできませんが、区間の違いを正確に把握できるものではありません。

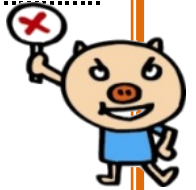
事業者の皆様へ

~~ ご存じですか? ~~

障害福祉サービス事業所 や **介護保険事業所**

から出る**ごみ**をクリーンステーションに出すと、
不法投棄になります。

[罰則:5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(廃棄物処理法)]



市が収集するのは、一般の家庭生活から出るごみ(家庭ごみ)だけです

クリーンステーションには、家庭ごみしか出せません。会社、事務所(非営利事業含む)等から出るごみ(事業系ごみ)は、量の多少に関わらず事業者自らの責任において適正に処理していただく必要があります。

事務所兼住居等の場合でも、事務所から出るごみは、市では収集しません

事務所等が住居と同じ建物にある場合は、事務所等のごみ(事業系ごみ)と、住居での家庭生活から出るごみ(家庭ごみ)とを区分して適正に処理していただく必要があります。



POINT

事業系ごみ(一般廃棄物)の適正な処理方法

- (1) 神戸市事業系ごみ指定袋 を使って、
- (2) 分別して(可燃、資源、粗大(不燃))、
- (3) ① 許可業者に収集運搬を委託する、又は
② 自ら神戸市の処理施設へ持ち込み、処理しましょう。

詳しくは、こちらのHPから



神戸市 事業系ごみの出し方

検索

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/enterprise/jigyokeigomirule.html>



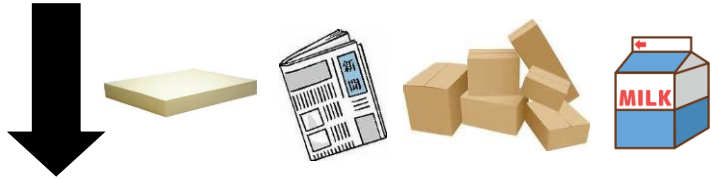
神戸市環境局事業系廃棄物対策部(排出指導担当)
電話331-8181(内線3575)

紙ごみをリサイクルしましょう！

事業系可燃ごみには、リサイクルできる紙が16%（25年度調査）も含まれています。
※重量に換算すると、年間28,370トンになります。

<紙類>

OA紙・新聞・ダンボール・雑誌・伝票・
コピー紙・メモ用紙・包み紙など



紙類を可燃ごみと分別して排出することによって、有価で引き取ってもらえます。
※種類ごとに分別することで、その価値は上がります。

さらに、可燃ごみとして排出する量を削減することができるため、
指定袋の使用枚数の抑制効果も生じます。



OA用紙、商品を包装している紙やお菓子の箱なども積極的にリサイクルしましょう。

※紙ごみの回収品目や費用等は、現在契約している許可業者（神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】電話331-3470、兵庫県製紙原料直納協同組合（神戸古紙リサイクルの会）内電話265-6860）にご相談ください。

食べ残し・食品ロスを減らすには

■ まずは、「発生抑制(リデュース)」から

1. 発生量を把握するために、発生する廃棄物の「分別」と「計量」

→ 発生抑制の意識を高め、発生量や不必要なごみの発生原因等の課題がわかります。

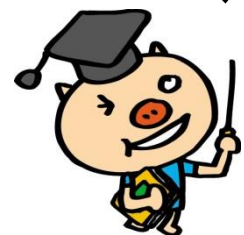
2. 食材を使い切る工夫

→ 食材の無駄が出ないように仕入れる。
→ 余った食材をスタッフのまかない料理に利用する。

3. 食べ残しを出さない工夫

→ 小盛メニューやハーフサイズメニュー等を設定し、不必要な食べ残しを減らす。
→ 注文時に分量のリクエストを聞く。

事業系可燃ごみのなかにも、
食べ残しや手つかず食品
が、4%（約8千トン）も
含まれているよ！



神戸市環境局事業系廃棄物対策部（資源化担当）
電話331-8181（内線3578）



介護指導課からのお知らせ

共生型サービスの指定申請について

(障害福祉サービスの指定事業者が介護保険法上の事業者指定を申請する場合)

1. 共生型サービスとは

障害福祉サービスを利用している障害者が65歳以上となった際に、介護保険サービスの利用が優先されますが、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点などから、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されました(平成29年度介護保険法・障害者総合支援法改正・平成30年4月1日施行)。

2. 神戸市での介護保険制度における対応

法改正に対応して、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に訪問介護の指定を、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に(地域密着型)通所介護の指定を受けられることとなります。

今後、申請に必要な書類等詳細な事項について国から示される予定ですが、指定申請の事前相談の受付を開始しますので、申請予定の事業者は、お問い合わせください。

《参考》国から示されている報酬(案)の概要

○障害福祉制度の居宅介護事業所が、要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合・・・訪問介護と同様

ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できる。この場合には、所定単位数に70/100等乗じた単位数

○障害福祉制度の重度訪問介護事業所が、要介護者への訪問介護を行う場合

・・・所定単位数に93/100を乗じた単位数

ただし、重度訪問介護従業者養成研修修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できる。

○障害福祉制度の事業所が、要介護者への通所介護を行う場合

生活介護事業所・・・基本報酬所定単位数に93/100を乗じた単位数

指定自立訓練(機能訓練)事業者又は指定自立訓練(生活訓練)事業所・・・所定単位数の95/100を乗じた単位数

指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所・・・所定単位数の90/100を乗じた単位数

○障害福祉制度の短期入所事業所が、要介護者への短期入所者生活介護を行う場合・・・基本報酬所定単位数に92/100を乗じた単位数

【お問い合わせ先】神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課指定係 TEL078-322-6771

平成 30 年度 障害児支援について

1. 障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入について

神戸市では、当面の間、放課後等デイサービス報酬区分 1 の算定を希望される事業所が必要な届出を行う際に、事業所に在籍する障害児の区分認定の手続きについてもご支援いただくことで、スムーズな導入を考えておりますのでご協力をお願い致します。

◆実施方法（案）

- ①放課後等デイサービス報酬区分 1 の算定を希望される事業所において、利用児童の保護者が作成する「障害児通所給付費（放課後等デイサービス）区分認定について」及び「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（神戸市）」の提出を受ける。
- ②「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（神戸市）」の作成にあたって、事業所は、必要に応じて保護者を支援する。
- ③事業所は「放課後等デイサービス報酬区分認定に関する届出書」を作成し、保護者から提出を受けた「障害児通所給付費（放課後等デイサービス）区分認定について」及び「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（神戸市）」を添付して、障害者支援課に提出する。

◆実施時期

平成 30 年 4 月 1 日より当面の間

◆提出いただく様式等（案）

- ①「放課後等デイサービス報酬区分認定に関する届出書」
 - ②「障害児通所給付費（放課後等デイサービス）区分認定について」
 - ③「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（神戸市）」
- ※神戸市ホームページに掲載予定ですので、ダウンロードして活用ください。

◆その他

- ・報酬区分 1 の算定が認められた事業所において、新たに契約し利用を開始する児童については、当面の間は、事業所において様式①②③を整え「障害者支援課 障害児区分認定の係」へ提出してください。（有効な認定期間の受給者証が交付されている児童に限ります。）
- ・報酬区分 1 の算定を受けるためには、「様式第 5 号 障害児（通所・入所等）給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出が必要です。必要な関係書類については、今後、神戸市ホームページに掲載予定ですので、定められた提出期限までに提出してください。

<資料> 「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より

(4) 放課後等デイサービス

○放課後等デイサービスの適切な評価

- ・現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。具体的には、各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表（110 頁）の指標に該当する障害児が利用者に占める割合に基づき、基本報酬を適用するものとする。

2. 30年度主要施策より

神戸市では、重度の障害児の利用を促進するため、加算制度の事業化を予定しています。身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級もしくは療育手帳Aの障害者手帳の交付を受けている障害児を対象に、サービス提供時間帯に指導員等を加配いただいた場合で、障害児通所給付費の加算等の適用外の場合について、対象児童の利用実績に応じて1日につき2,000円の助成を行うものです。

詳細が整いましたら、市ホームページでご案内させていただきます。

3. 障害児給付費請求の国保連委託について

先に案内しましたとおり、平成30年4月提供分より兵庫県国民健康保険団体連合会宛に請求いただくこととなりますので、ご準備等よろしくお願い致します。

<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 473 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 355 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 276 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 611 単位</p>	<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 区分1の1</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 656 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 331 単位</p> <p>(2) 区分1の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 645 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 324 単位</p> <p>(3) 区分2の1</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 609 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 304 単位</p> <p>(4) 区分2の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 596 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 297 単位</p> <p>ロ 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 区分1</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 787 単位</p>
--	---

<p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 447 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 359 単位</p> <p>ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 1,329 単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,112 単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 958 単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 842 単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 751 単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 679 単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 577 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 1,608 単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,347 単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1,160 単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1,020 単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 911 単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 824 単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 699 単位</p>	<p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 529 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 410 単位</p> <p>(2) 区分2</p> <p>(-) 利用定員が10人以下の場合 726 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 483 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 374 単位</p> <p>ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 1,744 単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,458 単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1,255 単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1,101 単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 982 単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 887 単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 681 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(-) 利用定員が5人の場合 2,024 単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,694 単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1,457 単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1,280 単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 1,142 単位</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 1,032 単位</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 804 単位</p> <p>ニ 共生型放課後等デイサービス給付費</p>
--	--

(1) 授業の終了後に行う場合	427 単位		
(2) 休業日に行う場合	551 単位		
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費			
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費 (I)			
(-) 授業の終了後に行う場合	530 単位		
(-) 休業日に行う場合	654 単位		
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費 (II)			
(-) 授業の終了後に行う場合	427 単位		
(-) 休業日に行う場合	551 単位		
注) イ (1)、(2)又はロ (1)を算定する事業所			
食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。			
項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要

異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週1回以上
そううつ状態	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要

短時間雇用創出プロジェクト

神戸市では、東京大学との共同事業で「短時間雇用創出プロジェクト」をはじめました。障害のある方の多様な働き方の創出をめざす取り組みです。



プロジェクトについて

障害者雇用率制度

勤務時間	障害者雇用率制度におけるカウント
週30時間以上	1人
週20時間以上30時間未満	0.5人
週20時間未満	対象外

働く能力があるにもかかわらず、個々の障害特性等から長時間の就労が難しい障害者の社会参加が促進されにくい



週20時間未満の短時間雇用の実現



プロジェクトの流れ



ご相談ください

- 短時間雇用に取り組んでみたいが、どんな仕事をしてもらえばいいの？
- 会社の業務が忙しいので、短時間でもいいから人手がほしい！
- 障害のある方と一緒に働いたことがないので不安・・・
- フルタイムで働くのは不安だけど、短時間なら働いてみたい！

短時間雇用創出コーディネーター がサポートします！

お問い合わせ ※神戸市委託事業

しごとサポート西部（西部地域障害者就労推進センター）

〒655-0893 神戸市垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階

TEL：078-708-2861 FAX：078-704-4040 E-mail：seibu-suishin@sfsuisei.org



短時間雇用創出プロジェクト Q&A

短時間雇用に取り組むことで、企業にはどのようなメリットがありますか？

短時間雇用の障害者が「戦力」となることで、社員の方の業務時間の縮減や、労働力不足の解消が期待できます。

また、平成30年の障害者雇用率見直しを見据えて、これまで障害のある方と一緒に働いたことがない企業の方については、障害者雇用への理解を深めていただくことができます。



短時間雇用に適した仕事は、どのような仕事ですか？

①「いつかやりたい」と思っている仕事や、②社員でなくてもできるマニュアル化された定型業務、③繁忙期に向けて事前にコツコツ処理できる業務などが比較的向いていると思います。たとえば、普段なかなか行き届かない場所の清掃や、書類の電子化などが想定されますが、短時間雇用に取り組んでいただく企業様に対しては、日々の業務のヒアリング等を通じて「業務切り出し」のお手伝いをいたします。



いずれは勤務時間を延長し、週20時間以上にステップアップするのですか？

このプロジェクトでは、勤務時間を延長したり、担当業務を拡大することを前提とするのではなく、個々の働く力に応じて、働く場を提供していただくことを目的としています。そのため、時間の延長や業務の拡大の際には、まず、支援者とよくご相談いただきたいと思います。

また、働く障害者自身が、短時間雇用を経験したことで自信が付き、週20時間以上の雇用にチャレンジしたいという意向がでてきた場合も、支援者とよく調整していただきますようお願いいたします。

賃金の支払いは必要ですか？

短時間の勤務であっても「雇用」であるため、最低賃金（兵庫県は時給844円 ※平成29年10月1日現在）以上の雇用をお願いします。交通費の支給については、ご協力いただく企業様の判断になります。

どのような雇用形態で雇えばいいのでしょうか？

パート・アルバイト雇用等で対応をお願いいたします。

雇用が困難な場合は、謝金の支払で対応していただく方法もありますが、その際は保険加入をお願いいたします。

雇用後は、どのようなフォローがありますか？

しごとサポート（障害者就労推進センター）等の支援機関から、専門スタッフが職場に出向き、ご本人と面談したり、職場の方のご意見を伺うなど、働き続けられるようにバックアップいたします。

☆短時間雇用の障害者を受け入れていただく場合をお願いしたいこと

- ・できる限り、雇用前に実習期間を設けてください。
- ・雇用していただく障害者が担う業務のマニュアル（手順書）の作成をお願いいたします。障害者がマニュアルを見ながら、自立して仕事ができる具体的な手順を記載していただけるなら、簡単なメモ程度で結構です。短時間雇用創出コーディネーターがマニュアル（手順書）作成のお手伝いをさせていただきます。
- ・東京大学による効果分析（人事担当者様や雇用障害者へのヒアリング等）にご協力をお願いいたします。

短時間雇用創出プロジェクト

～就労継続支援B型事業所の継続利用について～

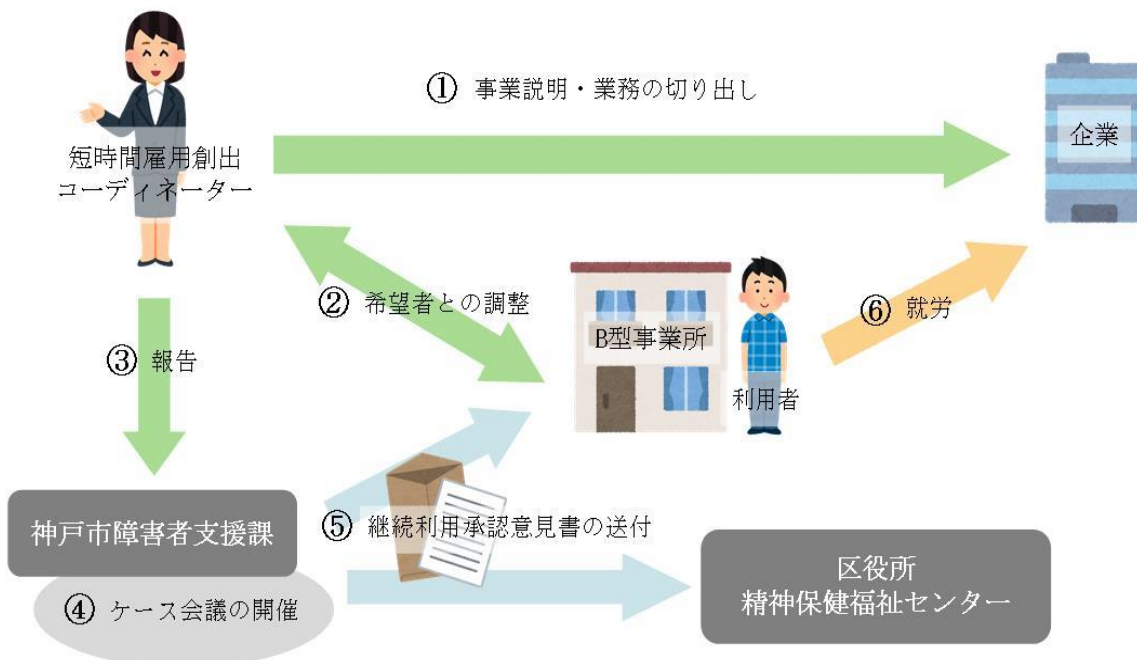
より多くの障害者が「しごと」に就けるよう、平成28年度より神戸市が推進する「短時間雇用創出プロジェクト」を活用して一般就労に移行する場合、一定の要件のもと、就労継続支援B型事業所の継続利用が認められます。

継続利用の要件

※以下の1から4の要件を全て満たす必要があります

1. 就労開始以前より、就労継続支援B型事業所を利用していること
2. 短時間雇用創出コーディネーターの支援により、短時間雇用に至ったこと
3. 週15時間未満の就労時間であること
4. 就労していない時間帯について、就労継続支援B型事業所での支援が必要と認められること

継続利用での短時間雇用のフロー図



ご注意ください

- 継続利用にあたり、「継続利用承認」の手続きをあらかじめ行っておく必要があります。
※上記フロー図の③～⑤の部分です。受給者証更新の際も同様です。
- このため、就労希望者がいる場合、なるべく早い段階で「短時間雇用創出コーディネーター」までご相談ください。
- 就労にあたっては、必ず短時間雇用創出コーディネーターから企業に事業説明を行います。事業所単独で企業と雇用調整を進めた場合、要件を満たさず継続利用が認められない可能性があります。

短時間雇用創出コーディネーターまでご相談ください

しごとサポート西部（西部地域障害者就労推進センター）

〒655-0893 神戸市垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階

TEL：078-708-2861 FAX：078-704-4040

E-mail：seibu-suishin@sfsuisei.org



適正な事業運営及び実地指導における指摘事例等について

神戸市保健福祉局障害福祉部
障害者支援課指定指導係
TEL：078-322-5232
FAX：078-322-6045

1 実地指導における指摘事項の事例について

(1) 人権擁護・虐待防止

- ・事業所従業者による利用者への虐待が疑われる事案が発生した場合は、すぐに神戸市保健福祉局障害者支援課指定指導係へ連絡すること。
- ・1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権擁護・虐待の防止に係る研修を実施すること。なお、当該研修実施時の出席者名、使用した資料等については、当該研修を実施したことを証明するものとして保存が必要。

(2) 重要事項説明書

- ・「サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」の記載が必要。

(例) 事業所が算定する給付費・加算等の種別・単位数、支払期日、支払先口座情報等

・神戸市における苦情受付窓口

重要事項説明書等に、事業所が提供したサービスに対する苦情受付先として神戸市の窓口を記載する場合は、以下のとおりとすること。

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係
電話番号 078-322-5232/FAX 番号 078-322-6045
受付時間 8:45~12:00 及び 13:00~17:30
ただし、土日、祝日、年末年始は除く

(3) 利用契約書の作成及び締結

- × 利用契約書を作成、締結していない事例
- × 就労継続支援A型事業において雇用契約書しか作成・締結しておらず、利用契約書を作成していない事例

(4) 個別支援計画に沿った障害福祉サービスの提供

- × 個別支援計画が作成されていない事例
- × アセスメントやモニタリングが行われていない事例
- × 個別支援計画の原案に係る検討会議が行われていない事例
- × 利用者・家族等への説明と文書による同意及び計画書が交付されていない事例
- × 個別支援計画やモニタリング記録等に作成日、同意日や交付日等が記載されておらず、実施日や交付日等が不明な事例

- × 定められた期間内に個別支援計画を見直すか否かの検討を行っていない事例

【注意事項】

- ・個別支援計画自体は存在していても、個別支援計画の作成に係る一連の手続きが適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成として取り扱う場合がある。

(5) サービス提供の記録の適正な作成

各種の記録は報酬の対象となる適正なサービスを提供したことを挙証する書類。

記録に何らかの記載漏れ等の不備があり、適正なサービス提供を行なったことが確認できない場合、全額又は減算による報酬返還の対象となるほか、不正な事案と認められる場合には、指定取消し等行政処分の対象となる場合がある。

- × サービス提供実績記録票に支給決定障害者等の押印が無い事例
- × 支援日報が毎日作成されていない事例
- × 作業日報は作成されているが支援日報が作成されていない事例（就労系事業所）
- × 利用者が記載した記録を支援日報として扱っている事例
- × 事業所が支給決定障害者等の印鑑を預かり、サービス提供実績記録票にまとめて押印している事例

【注意事項】

サービス提供記録は、事業所として任意に定める様式で作成するが、適正なサービスを提供したことが確認できるような事項を記載すること。

- ・利用者名
- ・サービスの提供日
- ・実績時間数（利用者の出退時間も記録すること）
- ・支援を行った従業者名
- ・提供したサービスの具体的内容
- ・利用者の心身の状況
- ・報酬及び加算の算定要件である事項
- ・送迎の実施時刻及び運転手名、送迎先及び運行ルート
- ・その他利用者へ伝達すべき必要事項

(6) 従業者の配置

- × 指定或いは加算の算定を受けるため本市に提出した従業者及び勤務形態と、実態とが異なる場合（審査の趣旨を没却するケース）。
- × サービス管理責任者が1名しか配置されておらず、かつ当該サービス管理責任者が常勤職員としてではなく、ボランティアとして事業に関わっていた事例
- × 指定基準上、生活支援員等1名以上は常勤であることが要件であるにもかかわらず、常勤職員が1名も配置されていない事例
- × 従業者の雇用契約、タイムカードや出勤簿等帳票類、給与明細書等が整備されて

おらず、勤務実績が確認できない事例

【注意事項】

- ・勤務実績が確認できない場合は常勤換算数等に反映させることが出来ないため、必ず雇用契約書及び勤務状況の確認できる帳票類を整備すること。
- ・役員や管理者が生活支援員や職業指導員等を兼務する場合も同様である。

(7) 事故報告書の提出

サービスの提供による利用者のケガ（医療機関を受診する必要が生じたもの）や死亡事故等が発生した場合には、事故報告書を神戸市保健福祉局障害者支援課指定指導係に提出すること。なお、死亡や重症等の重大な事案の場合は、第一報としてまずは電話で報告を行い、後日に事故報告書を提出することも可。

- ・事故報告書様式掲載 神戸市HPアドレス

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/handicap/kunituchi-yoshiki.html>

(8) 加算算定要件について

① 欠席時対応加算（各サービス共通）

利用者が欠席した場合における当該利用者に対する相談援助及びその記録を評価し算定される加算。そのため以下の場合には欠席時対応加算の算定要件を満たさない。

- × 単に欠席する旨の電話連絡を受けただけで欠席した利用者に対する相談援助を実施していない場合
- × 相談援助を実施したことを証する記録がない場合
- × 「〇月〇日、欠席する旨の電話連絡あり。」というような単なる事実の記載しか記録がない場合

② 施設外就労加算（就労継続支援A・B型）

加算算定には一定の条件があるが、その中でも特に、事前に施設外就労を行うことについての個別支援計画への位置付けが必要であること、月の利用日数のうち最低2日は、訓練目標に対する達成度の評価及び当該評価に基づく個別支援計画の見直しを行う必要があることについての認識が低い。

④ 帰宅時支援加算（自立訓練（生活訓練）・共同生活援助）

事前に個別支援計画への位置付けが必要。また、帰省時における利用者の居宅等での生活状況等を十分把握し、その内容について記録するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行う必要がある。

⑤ 算定にあたり、実際の支援内容の記録の他に、事前に個別支援計画への位置付けが必要な加算

(例) **【障害児通所支援事業】** 事業所内相談支援加算、家庭連携加算

【共同生活援助】 夜間支援等体制加算のI型

【共同生活援助、自立訓練（生活訓練）】 帰宅時支援加算

2 平成 30 年 4 月 1 日以降におけるサービス提供時間中における従業者の配置等について

(1) 運転手との兼務について【各サービス共通】

これまで運転手としての勤務時間とそれ以外の職務（例：生活支援員等の直接支援員）の勤務時間とを区別し、運転手としての勤務時間については、指定基準或いは加算の算定に必要な常勤換算上の勤務時間数からは除外していましたが、極端な事例（例：直接支援員と運転手との兼務としておきながら、実際にはほとんどの時間を運転手として勤務している場合等）でない限り、運転手としての勤務時間も含めて指定基準或いは加算の算定に必要な常勤換算上の勤務時間数に含めることにします。

ただし、極端な事例に該当するか否かについての判断資料とするため、今後も従業者の勤務形態一覧を作成する際には、直接支援員としての勤務時間数と運転手としての勤務時間数とを区別して記載いただきますようお願いいたします。

なお、直接支援員が送迎対応で外出する場合であっても、サービス提供時間中は、必ず 1 名以上は直接支援員が事業所内に残って支援を行っている状態を維持することが必要ですのでご注意ください（例：複数の利用者に対する送迎を実施した結果、事業所内に直接支援員が全く不在となる状況が生じた場合は、指定基準を満たしていないこととなります）。

(2) 児童指導員等加配加算の算定要件について【児童発達支援・放課後等デイサービス】

当該加算の算定に当たり、指定基準上の従業者の員数に加えて 1 以上配置することが必要な理学療法士等・児童指導員等・その他従業者については、常勤換算で 1 以上の配置があればよく、サービス提供時間中に常時 1 以上の配置が必須ということではありません。

3 定員変更手続きについて

利用定員を増加させる場合、これまでの生活介護、就労継続支援 A 型、同 B 型に加え、平成 30 年 4 月 1 日からは、児童発達支援及び放課後等デイサービスについても指定変更手続きが必要となります（事業所の指定申請とほぼ同じ手続き及び期間が必要）。

平成 29 年 3 月 31 日までに指定を取得している
市内放課後等デイサービス事業所管理者 様

神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課長

平成 29 年 3 月 31 日までに指定を受けた放課後等デイサービス事業所に対する経過措置の終了に伴う人員配置等に関する状況について（照会）

放課後等デイサービス事業所に置くべき人員に関する基準及び児童発達支援管理責任者に必要とされる実務経験年数要件については平成 29 年 4 月 1 日から変更されていますが、平成 29 年 3 月 31 日時点で既に指定を受けている放課後等デイサービス事業所（以下、「既存事業所」と言います。）及び既存事業所に平成 29 年 3 月 31 日時点で現に配置されている児童発達支援管理責任者（以下、「既配置児発管」と言います。）に対しては、経過措置により変更後の人員に関する基準及び実務経験年数要件の適用が除外されています。

しかしながら、当該経過措置は平成 30 年 3 月 31 日までとされていることから、経過措置終了後の平成 30 年 4 月 1 日時点における人員配置状況等につきまして下記のとおり回答いただきますようお願いいたします。

【参考】既存事業所及び既配置児発管が平成 30 年 3 月 31 日まで適用を除外されている平成 29 年 4 月 1 日から変更されている放課後等デイサービス事業所に置くべき人員に関する基準及び児童発達支援管理責任者に必要とされる実務経験年数要件の概要

- ①事業所には直接支援を行う従業者として以下の者を配置すること。
⇒児童指導員・保育士・2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者
- ②人員に関する基準上、配置を必要とする直接支援を行う従業者のうち、半数以上は児童指導員又は保育士とすること。
- ③児童発達支援管理責任者に必要とされる実務経験年数のうち、障害児・児童・障害者の支援の経験年数が合わせて3年以上あること。

記

1 照会事項

(1) 既存事業所における平成 30 年 4 月 1 日時点での人員配置の状況

別紙 1 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）」を利用し、平成 30 年 4 月分の人員配置状況を記入のうえ、郵送又は F A X により、3 に記載の提出先まで提出してください。

(2) 既配置児発管の資格要件について

別紙2「児童発達支援管理責任者の実務経験年数要件確認表」を利用し、平成30年4月1日時点の児童発達支援管理責任者の実務経験年数要件について記入の上、郵送又はFAXにより、3に記載の提出先まで提出してください。

なお、別紙3「実務経験（見込）証明書」の提出が必要な事業所については郵送で提出してください。

2 提出期限

1 (1) 及び (2) とともに平成30年5月15日（火）

なお、実務経験証明書の取り寄せに時間が必要なため、期限に間に合わない場合は、様式1及び2のみ先に提出いただき、別紙3は入手次第、提出してください。

なお、別紙1、別紙2、別紙3ともに、以下のアドレスの神戸市ホームページからダウンロードできます。

「障害児支援に関する事業者指定申請手続きについて（事業者向け）」というページの最下段に「平成29年3月31日までに指定を受けた放課後等デイサービス事業所への経過措置の終了に伴う人員配置等の関する状況について」というタイトルの項目があり、そこに回答様式を掲載しています。

◆神戸市ホームページアドレス

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/handicap/shougaijisiteitetsuduki.html>

3 提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係

電 話 078-322-5232

FAX 078-322-6045

「児童発達支援管理責任者の実務経験年数要件確認表」

事業所名		事業所番号	
運営法人名		児童発達支援管理責任者名	

◆ 児童発達支援管理責任者に必要とされる実務経験年数（10年又は5年）のうち、児童・障害児・障害者の支援に該当する職務に従事した期間が3年以上かつ540日以上ありますか。	はい（ 年 か月） ・ いいえ
---	-----------------

◆ 以下、上記の質問で「はい」と回答した場合に、児童発達支援管理責任者のこれまでの経歴のうち、児童・障害児・障害者の支援に該当する職務内容について記載してください。

期 間	勤務先事業所名	勤務日数	神戸市への実務経験証明書の提出状況 〔※未提出の実務経験証明書については、今回の回答の際に合わせて送付してください。〕
	施設の種別及び職種名		
【記入例】 平成3年4月から 平成4年3月まで	コウベ○▲作業所 指定就労継続支援B型事業所・職業指導員	180日	提出済 ・ 未提出
平成 年 月から 平成 年 月まで			提出済 ・ 未提出
平成 年 月から 平成 年 月まで			提出済 ・ 未提出
平成 年 月から 平成 年 月まで			提出済 ・ 未提出
平成 年 月から 平成 年 月まで			提出済 ・ 未提出
平成 年 月から 平成 年 月まで			提出済 ・ 未提出

実務経験(見込)証明書

平成 年 月 日

神戸市長様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

印

電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別()
業務期間	年 月 日～ 年 月 日(年 月)
うち休職等の期間	年 月 日～ 年 月 日(年 月)
業務に従事した日数	日
業務内容	職名()

- 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消すこと。
- 証明者は、法人である場合は法人代表者、法人でない場合はその団体等の代表者とする。
- 「業務期間」欄は、被証明者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間(見込証明においては援助を行うと見込まれる期間)を記入すること。
また、産休・育休・療養休暇や長期研修期間などは「業務期間」とは認められないため、該当する期間がある場合は、「うち休職等の期間」欄に記入し、業務期間から省かれる期間を明確にすること。
(該当する期間が複数回ある場合は、適宜様式を補正し、その全てを記入すること。)
- 「業務に従事した日数」には、「業務内容」の業務に実際に従事した日数を記入すること。
- 「業務内容」欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、業務内容について、「老人デイサービス事業における〇〇業務」、「〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務」等具体的に記入すること。
また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病棟として許可等を受けた年月日を記入すること。
- 証明内容を訂正する場合は、二重線で消し、証明者の職印を押印すること。(修正液による訂正は認められない。)

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

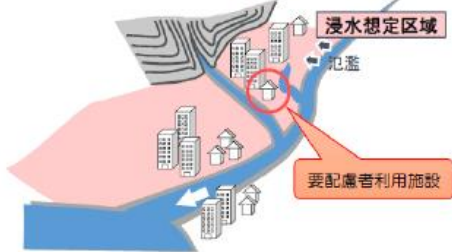
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | |
|---|--|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター等 |
| <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・義務教育学校 ・小学校 ・高等学校 ・中学校 ・中等教育学校 ・専修学校（高等課程を置くもの）等 | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難確保計画の作成等に係る説明会について

今後、避難確保計画の作成等が義務づけられる対象施設に対して、神戸市による説明会の開催を予定しております。

なお、対象となる施設は、**浸水想定区域、又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設**かつ神戸市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設となります。

【説明事項（予定）】

- 水防法、土砂災害防止法の改正について
- 避難確保計画の作成方法等について
- 避難確保計画の報告方法について
- 避難訓練の実施に関して

